

○自動車運転代行業を営む者に対する立入検査等の事務処理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について

(平成14年5月31日島交企甲第2173号本部長例規通達)

最終改正 平成27年3月30日

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）が制定され、平成14年6月1日から施行されることに伴い、法第21条第1項及び第3項に規定する警察職員による自動車運転代行業を営む者に対する報告又は資料の提出及び立入検査（以下「立入検査等」という。）の事務処理に関し、自動車運転代行業を営む者に対する立入検査に関する規程（平成14年島根県公安委員会規程第10号）が制定され、及び自動車運転代行業を営む者に対する立入検査等の事務処理に関する訓令（平成14年島根県警察訓令第26号。以下「訓令」という。）を制定した。訓令の解釈及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 第1条（趣旨）関係

- (1) 「報告」とは、公安委員会が自動車運転代行業を営む者（未確認業者を含む。以下同じ。）に対し、法の目的を達成するため、法に規定された各種業務の履行状況その他当該営業の内容に関し、口頭、電話又は書面により報告させることをいう。
- (2) 「資料の提出」とは、公安委員会が自動車運転代行業を営む者に対し、法の目的を達成するため、法に規定された各種義務の履行状況その他当該営業内容に関し、資料等を提出させることをいう。
- (3) 「立入検査」とは、警察職員又は島根県地域振興部交通対策課の職員が自動車運転代行業を営む者に対し、法の目的を達成するため、営業所に立ち入り、法の規定により備付けが義務付けられた帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することをいう。

なお、

立入検査は、営業者等に対し、これを受忍することを罰則（法第33条第11号・第34条）によって担保する間接強制である。

2 第2条（立入検査等の基本）関係

立入検査等の実施は、次の基本方針により実施するものとする。

- (1) 立入検査等の対象となる事項は、自動車運転代行業に関する事項に限定するものであり、業者の私生活、兼業している営業等には及ばない。
- (2) 「法の目的を達成するため」とは、法に規定する行政上の指導、監督等のため必要な場合をいい、犯罪捜査目的及び他の行政目的を達成するためのものを含まない。

- (3) 「必要な限度において」とは、法に基づき指導、監督等を行うため必要最小限度のものに限ることをいい、報告又は資料の提出と立入検査とは、前者が前置となる関係ではないことから、報告又は資料の提出により行政目的が達成できる場合は、立入検査を行わないものとする。
- 3 第3条（報告又は資料の提出の要求）関係
- (1) 要求は、当該業務に関する苦情、違法行為等の情報への対応又は適正な業務の指導、確認等の必要が生じた場合に行うものとする。
- (2) 警察署長が(1)の必要な事由を認めて要求を行ったときは、報告内容又は提出を受けた資料等に、必要に応じて意見又は副申を付して進達するものとする。
- (3) 要求は、公安委員会の権限を行使するものであり、その手続を明らかにする必要があることから、電話で要件が済むような軽易な報告、事後処理を要しない資料の提出要求等を除き、原則として、書面で行うものとする。
- (4) 提出を受けた資料のうち返還を要するものについて、受領書及び請書を授受するのは、文書管理上の事故を防止するためである。
- 4 第4条（立入検査職員の指定等）・第5条（指定の解除）関係
- (1) 立入検査職員の指定は、自動車運転代行業を営む者に対する指導、監督等を所管し、又は必要とする所属の職員に限定した。当該所属長は、立入検査に関する知識、技能等を有する職員をよく見極めて指定すること。具体的には、次に掲げる者が対象となり得る。
- ア 警察本部にあっては、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び交通部交通指導課において業務の指導監督に従事する者
- イ 警察署にあっては、管轄区域内に自動車運転代行業を営む者を有する警察署交通課（係）長及び主として企画安全又は指導取締りを担当する者
- (2) 交通企画課長は、所属長から立入検査職員の指定の報告を受けたときは、身分証明書に所定の事項を記載し、写真をはり付けた上、身分証明書表面右上部に一連番号を記載して、交付すること。
- (3) 所属長は、立入検査職員を指定し、身分証明書を交付したときは、身分証明書受払簿によりその状況を明らかにした上、その写しを速やかに交通企画課長に送付すること。
- (4) 所属長は、立入検査職員の指定を解除し、身分証明書の返還を受けたときは、身分証明書受払簿によりその状況を明らかにした上、その写しとともに当該身分証明書を速やかに交通企画課長に送付すること。
- (5) 身分証明書は、通常、各所属の次長の職にある者が、かぎの掛かる場所で保管しておくものとし、立入検査を行う際に携帯させること。
- (6) 所属長が行う立入検査職員への教養は、法の目的、立入検査の目的・法的根拠等を内容とすること。
- 5 第6条（立入検査等の留意事項）関係
- (1) 立入検査は、原則として、島根県地域振興部交通対策課の職員と合同で実施す

ることとなる。したがって、警察署において実施する場合は、連絡調整を図る必要から、事前に交通企画課に連絡すること。

(2) 立入検査は、必ず自動車運転代行業者、法人の代表者、安全運転管理者等又はこれらに代わるべき者（以下「代行業者等」という。）の立会いを得て行うこと。

(3) 質問は、原則として、代行業者等関係者に対して行うものとし、客に対しては行わないこと。

6 第7条（立入検査の報告）関係

(1) 所属長は、立入検査等の結果を踏まえ、速やかに指導、警告、指示等の行政指導・行政処分又は刑事処分の措置を講じることが必要となる。

(2) 立入検査等の運用に関する特異事項については、速報すること。